

電気設備改修工事特記仕様書【令和 7 年版】

I. 工事概要
1. 工事名 _____
2. 工事場所 _____
3. 建物概要

建　物　名　称	構　　　造	階　　　数	延べ面積（㎡）	建築面積（㎡）	消防法施行令別表第一による用途区分	備　　　考

4. 工事項目（○印のついたものを適用する。）

建築物及び屋外	工　事　種　別	屋　外	備　考
・電灯設備			
・動力設備			
・电热設備			
・常保護設備			
・受変電設備			
・電力貯蔵設備			
・発電設備			
・構内情報通信網設備			
・構内交換設備			
・情報表示設備			
・映像・音響設備			
・放送設備			
・誘導支援設備			
・テレビ共同受信設備			
・監視カメラ設備			
・記録管理制御設備			
・防犯・入退き管理設備			
・自動火災警報設備			
・中央監視制御設備			
・構内配線経路			外灯設備を含む
・テレビ電波障害防止			
その他工事	別紙仕様書による		

5. 指定部分 ※ し ・ あり （工期：令和 年 月 日）（対象部分： ）
6. 概成工期 なし ・ あり （工事完了 日前）
II. 特記仕様書
1. 一般事項
（１）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官房官庁業務部監修の「公共建設工事標準仕様書（電気設備工事編，令和４年版）」、「公共建設改修工事標準仕様書（電気設備工事編，令和４年版）」，国土交通省大臣官庁官房官庁業務部監修，環境技術部の「公共建設設備工事標準図（電気設備工事編，令和４年版）」による。
（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は（ ）図，建築工事の特記仕様書は（ ）図による。
2. 特記事項
（１）項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項は、○印の付いたものを用いる。○印の付かない場合は、※印の付いたものを用いる。
 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用するものとする。

章	項	目	特 記 事 項																								
般 共 通 事 項	①	適用基準等	※ 建設工事執行規則(昭和３９年３月宮城県規則第９号) ※ 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱(最新版) ※ 営繕工事事業指針影響係 (国土交通省大臣官庁官房官庁業務部監修 令和５版)及 びび工事事業指針ガイドブック<電気設備工事編> (国土交通省大臣官庁官房官庁業務部監修 令和５年版)																								
	②	機 材 等	※ 本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「新着施設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性有機化合物の放出により健康への影響に配慮する。 ※ 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は、日本産業規格及び日本森林規格のＦ☆☆☆☆規格品、壁装材料協会規格適合品または同等級、化学物質等製品安全アータンド等にホルモン不使用が明示されたものとする。																								
	③	機材の品質・性能証明	本工事着手前に機器製作図を提出し、監督職員の手続きを受けける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価書」（一社）公共建設協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出するとする。																								
	④	保 険	本工事着手前に工事目的物の及び工事材料等を、本工事完了後引渡し期日まで火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督職員に提出する。																								
	⑤	雇 用	本工事は、公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに要する。																								
	⑥	施工計画書・施工图等	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督職員に出頭する。																								
	⑦	手続き	工事の着手・施工及び完成において、官公署その他関係機関へ必要な諸手続き等は監督職員と協議の上、受益者が滞りなく処理する。なお、当該手続きに係る費用は受益者の負担とする。																								
項	⑧	施工条件	別添の施工条件明示書による。																								
	⑨	工事の一時中止	工事契約約款第20条の規定により工事の一時停止の通知を受けた場合は、工事の履行に備え中止期間中における工事現場の管理計画書を提出すること。本計画書には、中止時点における工事の出発率、撤入材料及び建設機械等の配置、中止期間中の休養及び工事現場の維持管理に関することを記載すること。																								
	⑩	工事実績情報の登録(GORINS)	該負額が500万円以上の場合は、工事の実績情報を登録する。 受注時、変更時及び完成時にあらかじめ監督職員を確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領証を、監督職員に提出すること。																								
	⑪	事故報告	施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」を別に指示する期日まで監督職員に提出する。																								
	⑫	電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。																								
	⑬	工事用電力、水、他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用は引渡まですべて受益者の負担とする。																								
	⑭	工事用仮設備	構内につくることが ※ できる ・できない																								
	⑮	監督職員事務所	※ 設けない ・ 設ける（ 号・ 、建設工事）																								
	⑯	足場、さん橋類	・ 別契約の関係協力業者が設置したもの、は無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 なお、枠組足場を取り付ける場合は「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月改訂）によるものとし、二面手及び勾幅の機能を保つものでなければならない。																								
	⑰	工事表示板	※ 設置する 設置枚数 1枚 當標工程における工事及びコスト表示要領(平成14年2月6日宮城県土木部管轄課・設備室制定)により設置する。 ・ 設置しない																								
	⑱	工事用通路	※ 指定しない ・ 指定する（箇所）																								
	⑲	発生材の処理等	発生材の処理 ・ 引渡しを要するもの（ ・ PCB使用機器) ・ 特別管理産業廃棄物（ ・ 受入施設名、所在地) ・ 環境に於いて再利用を図るもの（ ・ 資源還元を図るもの)																								
	⑳	残土処理	※ 構内指示の場所に敷き出し ・ 構内指示の場所に堆積 ・ 構外搬出																								
	㉑	耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（（地）建築研究所監修）による。本工事の施設分類は（ ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 ）で地域係数は1とし、設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお、()内の数値は防災支助の機種の場合に適用する。 <table><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="2">特定施設</th><th colspan="2">一般施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td>一部及び地下層</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr></tbody></table> 重要機器等 ・ 配電装置 ・ 変電装置 ・ UPS装置 ・ 直流電源装置 ・ 交換機 ・ 受電機 (自立型) ・ 中央監視装置 ・ 情報連絡ラック 重量が 1 t以下程度の軽な機器 (標準仕様書の適用可能なものは除く)においても、耐震を考慮し、据付け等行うものとするが、前記計針の方法によらずに可なり。	設置場所	特定施設		一般施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	一部及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
設置場所	特定施設		一般施設																								
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																							
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																							
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																							
一部及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																							
	㉒	風圧加重	※ 風速 6 m / s ・ m / s ・ 雷保護設備受雷部 ・ 照明ポール・基礎 ・ テレビ共同受信装置アンテナ・アンテナマスト																								

23. 他工事との工事区分

24. 保温、結露防止

25. 電線類

26. 合成樹脂製可とう管

27. 二種金属製可とう管

28. 電線本数、管径など

29. インサート

30. 呼び線

31. フラッシュプレート

32. フロアプレートベース

33. ハンドホール蓋

34. 支持金物、固定金物

35. あと施工アンカー

36. 接地極の種別・表示等

他工事との工事区分は図面に特記なき場合、「各工事の工事区分表」による。

外壁に面する壁、天井でF P 板（スタイロフォーム等）打込み箇所に取り付ける位置ボックスなどは、保温、結露防止処理を行う。

本工事で環境配慮の観点から、原則としてE M ケーブルを使用するものとする。

合成樹脂製可とう管は、P F 管（一重管）とし、温度による分類はタイプB とする。

露出箇所
・ ビル板被覆あり
・ ビル板被覆なし
・ ビル板被覆あり
・ ビル板被覆なし

分岐盤、制御盤、端子箱などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承認を受け変更してもさしつかえない。

鋼鉄製とする。なお、床版で保温板打込み部分は、断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。

長さ1 m以上の連続しない電線管には、1、2 mm以上のビニル被覆電線を通線する。

図面に特記なき場合、（ ※ 金属製（ステンレス・新金属も含む） ・ 樹脂製 ）とする。

※ 水平高低調整付（空転防止リング付） ・ 鋼合金製 ・ アルミ合金製

黒色およびチタニウム（ステンレス製）のものとする。

屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製とし、屋外機器のアンカーボルトのナットは、ナットキップ（樹脂製）を取り付ける。
また、接続をともなう機器の支持金物のナットは、ダブルナットとする。

施工方法
・ 接着系 （ ※ 有機系 ・ 接着剤 ）
・ 金属係係系 （ ※ 本体打込式 ）
性能、施工確認
※ 行わない 行う

接地極は図面に特記なき場合、下表による。なお、E B の長さは1、5 0 0 mm とする。
ただし、D=1 0 以下は1、0 0 0 mm、W=3 0 は1、2 0 0 mm とする。
※ 表は機器及び壁外付用接地極の埋設位置と異なる。

接地極の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
・ 常保護設備用接地	E L A	Ω 以下	E P × 2
・ 雷保護設備用接地	E L A	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 1 組
・ 共用接地	E A ・ E D ・ E L H	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ 共同接地	E A ・ E C ・ E D	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ A 種	E A	1 0 Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ B 種	E B	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 2
・ C 種	E C	1 0 Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ D 種	E D	1 0 0 Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 1
・ 構内交換機（機庫）用	E t	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 1 組
・ 本配線盤の保安装置	E a t	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ 電圧引込口の保安器	E s	1 0 Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ 防犯用機器	E d	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 1
・ 防犯装置用	E s	Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 1 組
・ 測定用	E o	—	E B (D=1 0又はW=3 0) × 1
・ 遊楽器用（低圧用）	E L L	1 0 Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ 遊楽器用（高圧用）	E L H	1 0 Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 3 連 - 2 組
・ 遊楽器用（モデム用）	E M D	1 0 0 Ω 以下	E B (D=1 4又はW=4 0) × 1
・ 構造体接地			建築構造体利用（通信用も含む）

37. 総合調整

38. 塗装工事

39. 山留め

40. 舗装工事

41. はつり

42. 再使用機器

43. 撤去後の補修等

44. アスベスト

45. 有害物質の取り扱い

各機器の運転経路に総合調整を行い、報告書を提出すること。
・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 照明装置 ・ 構内交換設備

下記部位に使用する外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。
※ 屋外 ※ 屋上

切取り面にその箇所の上壁面に具合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1. 5 m を超える場合には、山留めを行うものとする。

国土交通省大臣官庁官庁庁舎警備の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）2 2 章（舗装工事）及び建築工事監理指針（下册）2 2 2 章（舗装工事）による。

既存コンクリート床、壁などの配管貫通は、原則としてダイヤモンドカッターによる。

再使用する機器は、現場内で清掃、絶縁抵抗測定の上、取り付ける。

機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は、既存仕上と同等とする。なお、施工に際し、既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は、原状に復元する。

アスベストについては、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り、事前調査を実施し、調査結果を整理のうえ、監督職員へ報告すること
※ 結果を使用方法（ ）

P C B（変圧器、コンデンサ、安定器等）、鉛・カドミウム（鉛蓄電池、小型二次電池等）、水銀、放射性物質（イオン化感知器等）の有害物質の含有を撤出前に確認し、監督職員に報告書を提出するとともに、その処理方法を監督職員と協議し、関係法令に基づき適正に取り扱うこと。

1. 工事範囲

2. 電気方式

3. 施工方法

4. 照明器具

5. 防炎用照明器具

6. 照度測定

7. ハイテンションアウトレション

8. 予備配管

1. 工事範囲

2. 電気方式

3. 施工方法

4. 警報装置

5. 電磁閉鎖器用押扣（遠方操作用）

6. 機器への接続

7. 電動機等の接地

8. 連用コンデンサ

9. 電気自動車用充電装置

1. 電気方式

2. 施工場所及び面積

・ 配管 ・ 配線 ・ 分電盤類 ・ 機器類

・ 幹線 三相3 線式 1 0 0 / 2 0 0 V 5 0 H z
・ 分枝 三相3 線式 1 0 0 / 2 0 0 V
・ 分枝 三相2 線式 1 0 0 V
幹線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線

分枝 電灯 ・ 合成樹脂管配線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ その他（ ）
・ コンセント ・ 合成樹脂管配線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ その他（ ）
屋外露出 ・ 合成樹脂管配線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線
ボックス ・ 合成樹脂製 ・ 金属製

L E D ・ 一体型 ・ ダウンライト ・ その他

・ 非常用照明器具 （ ※ 電池内蔵形 ・ 電源別置形 ）
・ 誘導灯 （ ※ L E D 誘導灯 ・ 誘導器具 ）

照度測定は、原則、本工事範囲内で行うものとするが、これにより難い場合は監督職員との協議による。

※ 鋼合金製 ・ アルミ製
※ 飛び出し形 ・ 外部固定型

埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器が4個以下の場合は（ P F 2 ）を1本、5個以上の場合は（ P F 2 ）を2本以上、天井裏まで上ける。
※ 配管に配管スペースのない場合には、1スパンにV E（36）2本を予備スリーブとして埋込む。

・ 配管 ・ 配線 ・ 制御盤類

・ 幹線 三相3 線式 2 0 0 V 5 0 H z
・ 分枝 三相3 線式 2 0 0 V

幹線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ その他
分枝 ・ 合成樹脂管配線 ・ 金属管配線 ・ その他
屋外露出 ・ 合成樹脂管配線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線
ボックス ・ 合成樹脂製 ・ 金属製

※ 壁掛形（電源装置 ※ 内蔵 ・ 別置） ・

※ 埋込連用形配線器具 ・

電動機などへの接続は本工事とする。

図示以外は金属管接地とする。

各負荷ごとに適合するコンデンサを取り付ける。

・ 機器類
・ 普通充電装置 電圧 相 V ・ 屋外型 ・ 屋内型
・ 急速充電装置 直流電圧 V

幹線 相 線式 V 5 0 H z
分枝 相 線式 V

（ m ） ・ （ m ）

1. 工事範囲	・ 受雷部	・ 引下り導線	・ 接地極埋設
2. 受雷部	・ 突針	・ 棒上導体	・ 笠木（別途）など
3. 避雷導線	・ 引下り導線	・ 構造体利用	
4. 接地極	※ 接地極埋設	・ 構造体利用（測定時期	回数）
5. 測定用補助接地極	・ 設置		
1. 工事範囲	・ 機器類		
2. 電気方式	・ 高圧 三相3線式 6kV 50Hz ・ 低圧 三相3線式 200V ・ 低圧 単相3線式 100V/200V		
3. 引込ケーブル	・ EM-CET38' ・ EM-CET60' ・ EM-CES38' -3C ・ EM-CE60' -3C		
4. 配電盤	・ 屋内形 ・ 屋外形（防塵処理及び結露対策を施す） ・ キュービクル式配電盤 ・ 高圧開閉配電盤		
5. 主遮断装置	※ 限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（PFF-S） ・ 高圧交流遮断器（CB） ・ 定格遮断電流 kA		
6. 高圧機器類	・ 油入式 ・ モールド ・ 手動 ・ 電動 ・ 電磁		
7. 変圧器	・ 単相変圧器 kVA ・ 三相変圧器 kVA （油入式：JIS C4304-2013適合品 乾式：JIS C4306-2013適合品）		
8. 送相用コンデンサ	・ 低圧 ・ 高圧 ・ 油入式 ・ ガス式		
9. リアクトル	・ 6% ・ 13% ・ 油入式 ・ モールド		
10. 自動力率制御装置	・ メーターリレー形 ・ 静止形		
11. 測定用補助接地極	・ 設置		
1. 直流電源装置	※ 非常用照明器具電源、受変電設備制御電源専用 ・ 受変電設備制御専用 ・ 非常用照明器具専用蓄電池 ・ 鉛蓄電池（ ・ HS ・ CS ・ MSE ・ 長寿命形MSE ） ・ アルカリ蓄電池（ ・ AH ・ AMH ） ・ リチウムイオン電池（ ）		
2. 交流無停電電源装置	用途（容量） 蓄電池 ・ kVA ・ 鉛蓄電池（ ・ HS ・ CS ・ MSE ・ 長寿命形MSE ） ・ アルカリ蓄電池（ ・ AH ・ AMH ） ・ リチウムイオン蓄電池		
1. 工事範囲	・ 機器類		
2. 形 式	・ 簡易形 ・ キュービクル式 ・ オープン形 ・ 屋内形 ・ 屋外形		
3. 発電機	電気方式 相 線式 50Hz 電圧 V 定格出力 kVA 運転時間 時間		
4. 原動機	種類 ・ ディーゼル ・ ガスタービン ・ 定格出力 kW以上（ PS以上） 始動方式 ※ 電気式 ・ 空気式 冷却方式 ・ ラジエータ式 ・ 水冷循環式		
5. 燃 料	種類 ・ 軽油 ・ 灯油 ・ A重油 燃料小槽 ・ なし ・ L ・ あり（ ・ 別途 ・ 本工事： ） 主給油機		
6. 太陽光発電装置	太陽電池アレイ公称出力 kW パワーコンディショナ 相 線式 定格電圧 V 定格出力 kW 自立運転 ・ 有 ・ 無 蓄電池 ・ 有（ ・ 定格容量 kWh ） ・ 無		
7. 系統連系	・ 有 ・ 無		
1. 工事範囲	・ 交換機 ・ 電話機 ・ 配線（ ・ 全部 ・ 端子盤以降）		
2. 電話交換機	形式 ・ ボタン電話装置 ・ デジタルPBX ・ IP-PBX ・ VoIPサーバ 回線数 局線 / 回線 内線 / 回線		
3. 電話機への配線	電話機1台につき、下記のものを見込む。 ・ EM-TIEF0.65-2C（ ・ 20m ） ・ EM-EBT0.4-2P（ ・ 20m ） ・ ワイヤープロテクタ（樹脂製 外形寸法約20×8）1.5m		
4. ロケーションアラート（電甲形）	※ 一般電話用 個（ ・ 納入する ・ 取り付ける ） ※ 銅合金製 ・ アルミ製		
5. 保安器用接地	※ 本工事 ・ 別途工事		
1. 工事範囲及び施工方法	工 事 範 囲 ・ 構内情報通信網 ・ 情報表示 ・ 映像・音響 ・ 拡声 ・ 誘導支援 ・ テレビ共同受信 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯・入退室管理設備 配 管 ・ 壁掛形 ・ 電子式チャイム組込 ・ プログラムタイマ組込 機 器 類 ・ 合成樹脂配管 ・ 金属製 ・ 10BASE-T ・ 10BASE-SR ・ 10BASE-TX ・ 1000BASE-T 施 工 方 法 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線		
2. 構内情報通信網設備	種類 ・ ポックス ・ 合成樹脂製 ・ 金属製 ・ 10BASE-T ・ 10BASE-SR ・ 10BASE-TX ・ 1000BASE-T		
3. 情報表示設備	・ 時計表示 回線（ ※ 壁掛形 ・ 自立形） ・ 電子式チャイム組込 ・ プログラムタイマ組込		
4. 映像・音響設備	・ 増幅器 W ・ VTR（ ・ DVD ・ BD ・ S-VHS ） ・ プロジェクタ ※ 前面投射式 ・ 背面投射式 ・ 音響設備 ・ CD ・ オーディオレコーダー		
5. 拡声設備	・ 一般放送用 ・ 非常放送兼用 ・ 増幅器 W（ ※ 卓上形 ・ キャビネット Rack 形） ・ インターホン ・ トイレ等呼出装置 ・ 音声誘導装置		
6. 誘導支援設備	・ テレビアンテナ（ ・ AU- ・ CSBSA- ・ CSA- ） ・ 地上波アンテナマス（ ※ 壁面取付形 ・ 自立形） ・ BSアンテナマス（ ・ 壁面取付形 ・ 自立形） ・ 電界強度測定及び受信調査（ ※ 全チャンネル）		
7. テレビ電波障害防除設備	・ 事前調査 ・ 機器類		
8. 監視カメラ設備	・ 白黒方式 ※ カラー方式 ・ 伝送方式（ ・ アナログ ・ ネットワーク）		
9. 駐車場管制設備	・ 管制盤 ・ 検知器（ ・ 光線式 ・ ループコイル式） ・ 信号灯・警報灯 ・ 発着機 ・ カードゲート ・ カードリーダー		
11. 防犯・入退室管理設備	・ 接地工事（ ※ 本工事 ・ 別途）		
1. 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器類		
2. 火災検知装置	・ 壁掛形 ・ 自立形 ・ 受信機 型 級 回線（ アドレス） ・ 複合受信 型 級 回線（火報 回線、自動閉鎖 回線、ガス漏れ 回線） ・ 新受検機 型 級 回線 ・ 機器収納箱 型 級 埋込形 ・ 露出形 ・ 屋内消火栓箱に組み込み ・ 感知器類 型用 総数 個（ ・ 自動試験機付）		
3. 非常警報装置	・ 非常ベル（自動式サイレンを含む） ・ 非常放送装置		
4. 自動閉鎖装置	・ 運動制御器 ・ 自動閉鎖装置（ ・ 防火戸用 ・ 防接パン用 ・ 防火シャッター用） ・ 感知器		
5. ガス漏れ火災警報装置	・ 受信機 回線（ ・ 都市ガス用 ・ 液化石油ガス用） ・ 単線（ ・ 壁掛形 ・ 自立形） ・ 火災受信機などとの複合盤 ・ 検知器 ・ 併設 ・ 運動 ・ 定格電圧（ ・ AC100V ・ DC24V ） ・ ガス検知出力信号（ ・ 有電圧出力方式 ・ 無電圧接点方式）		
6. 消火器類	・ 消火器 種類 ・ 数量 本 ・ 消火器収納箱 仕様 ・ 材質 ・ 数量 面		

城島県山市青葉区本町三丁目8番1号
 電話 022-211-3267
 F 022-211-3190

城島土木設備課

工 事 名 称

図 面 名 称

電気設備改修工事特記仕様

1. 工事範囲	・ 配管	・ 配線	・ 機器類	
2. 監視制御対象設備	・ 動力設備	・ 受変電設備	・ 発電設備	・ 火災報知設備
3. 表示操作盤	・ 壁掛形	・ 自立形		
	組込み機器			
4. 監視制御装置	構成機器	・ グラフィックパネル	・ 内蔵式液晶ディスプレイ	・ 操作卓
		監視操作装置	・ 信号処理装置	・ 伝送装置
		・ 中央処理装置	・ 補助制御装置	・ 伝送装置
		・ 構築用印字装置	・ インクジェット式	・ 写真式

1. 工事範囲	・ 管路	・ 配線	・ 機器類	
2. 電気方式	・ 高圧 三相3線式 6kV 50Hz			
	・ 低圧 三相3線式 200V			
	・ 低圧 単相3線式 100V/200V			
	・ 低圧 単相2線式 100V			
3. 布設方法	※ 地中埋設式 (・ FEP ・ 厚鋼電線管 ・ GLT)			・ 架空線式
4. 柱上機器	※ 高圧負荷開閉器	※ 一般用	※ 耐震じばり用	
	・ 避雷器	※ 地絡継電器付※ (方向性 ・ 無方向性)	※ 一般用	※ 耐風用
	高圧カットアウト、がいしなど	※ 一般用	※ 耐風用	
5. 高圧ケーブルの 端処理	屋外側 ※ 一般用	※ 耐風用		
	※ 処理者銘板取付 (屋内外共、縦名、作業日、氏名を表示)			
6. その他	東北電力 (株) 外線工事基準 (架空線編) に準ずる。			
7. 外灯設備	・ 定格電圧	V	W	
8. 沈下対策	地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 ()			
9. 標識シート	・ 高圧ケーブル	・ 低圧ケーブル		
10. 予備配管	屋外ケーブルピクルから第1ハンドホールまでの予備配管 (FEP100:1本) を設ける。 分電盤、動力量から建物へのハンドホールまでの予備配管 (FEP80:2本) を設ける。			

1. 工事範囲	・ 管路	・ 配線		
2. 用途	・ 電話用	・ 時計、拡声用	・ 火災報知用	
3. 施工方法	※ 地中埋設式 (・ FEP ・ 厚鋼電線管 ・ GLT)			・ 架空線式
4. 標識シート	※ 弱電用			
1. 特記事項	① 施工計画書には産業廃棄物処理計画を記載するとともに、解体施工前に事前調査を行い、その結果を「指定様式「建設財産物処理表 (施工前調査表)」としてあらかじめ監督職員に提出すること ② 解体品の一切については、有害物質等の含有又は含有の可能性の有無について改めて調査を行い、その結果を「指定様式2-2 建設財産物処理表 (解体品調査表)」として監督職員に提出すること ③ 上記②により新たな有害物質等の含有又は含有の可能性がある解体品を確認した場合には、速やかに監督職員と協議するとともに、産業廃棄物処理計画の変更を行い、監督職員の確認を得たうえで処理、処分すること ④ 解体品の取扱いについては、関係法令等に従い適切な処理、処分を行うとともに、その結果を「指定様式2-3 建設財産物処理表 (最終)」として監督職員に提出すること			

電 力					電 燈				
名 称	測 点	取 付 高 (mm)	名 称	測 点	取 付 高 (mm)				
電 引込用名称	地上～室中心	約 1,800	電 引込線管	地上～引込点					
電 引込開閉器	床下～中心	1,800～2,200	電 集電合受器箱	天井下～上端	200				
電 分電盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)	端子箱 (地下、室内)	床下～下端	300				
電 一括共通			端子箱 (EPSなど)	床下～中心	1,500				
			壁 壁付アウトレット (一般)	床下～中心	300				
			電 電 電 (和 室)		150～200				
電 スイッチ (一般)	床下～中心	1,300	時 壁掛け時計	床下～中心	1,500 (上端2,000以下)				
電 (和 室)	地上～室中心	1,200	計 時計計	床下～中心	2,300				
電 コンセント (一般)	地上～室中心	300	電 壁掛形スピーカ	床下～中心	2,300				
電 (和 室)	地上～室中心	150～200	電 壁付アッテネータ	床下～中心	1,300				
電 (台 上)	台上～中心	100	電 壁付インターホン (一般)	床下～中心	1,300				
電 (ファン用)	床下～下端	ファン下端	電 (身体障害者)	床下～中心	1,300				
電 (膳 房)	床下～中心	800～1,000	通 壁付アウトレット (一般)	床下～中心	300				
電 (機 庫)	床下～中心	300	電 電 電 (和 室)		150～200				
電 (機 庫)	床下～中心	500～1,000	地 機器受容箱	天井下～上端	200				
電 (土 間)	地上～中心	800～1,300	備 直列ユニット (一般)	床下～中心	300				
電 ブラケット (一般)	床下～中心	2,100～2,300	電 (和 室)	床下～中心	200				
電 (膳 場)	地上～中心	2,000～2,500	電 表示器	床下～中心	2,300				
電 (膳 上)	地上～中心	150	電 壁付照明機	床下～中心	2,300				
電 避難口誘導灯	床下～下端	1,500以下	電 ・ ベル、ブザー、チャイム	床下～中心	2,300				
電 廊下通路誘導灯	床下～上端	1,000以下	電 壁付押しボタン (一般)	床下～中心	1,300				
電 (車 庫)	床下～中心	1,000	電 示 示 (身体障害者玄関)	床下～中心	900				
電 壁掛け制御盤	床下～中心	1,500 (上端2,000以下)	電 受電機	床下～中心	800～1,500				
電 開閉器箱	床下～中心	1,300	電 副受電機	床下～中心	800～1,500				
電 電磁閉閉器用ボタン	床下～中心	1,300	電 機器受容箱	床下～中心	800～1,500				
電 非常ボタン (便所用)	床下～中心	400, 900	電 変換機	床下～中心	800～1,500				
電 壁付インターホン (機庫)	床下～中心	300	電 表示灯	床下～中心	2,100				
電 (玄関側)	床下～中心	1,100	電 知 知	床下～中心	2,300				
電 廊下表示灯 (復旧ボタン付)	床下～中心	1,300	電 液化石油ガス用検知器	床下～上端	250				
電 身体表示ランプ	床下～中心	1,500	電 両方ガス用検知器 (軽質)	天井～上端	150				
電 スイッチ	床下～中心	1,100	電 (重質)	床下～上端	250				

表1「完成書類」 引き渡し時には下記の書類を提出する。					
名 称	完 成 書 類	部数	名 称	完 成 書 類	部数
1 完成調書	當機工事完成引渡要領 (令和7年4月1日版)	1部	6 管理の手引き	A4版: チュープ式ファイル	1部
			① 工事概要		
2 完成図 (縮小)	白模倣小製本 A3版二つ折り うち1部は設備課保管	2部	② 機器完成図		
			③ 機器別取扱説明書		
			④ 保守に関する案内書		
			⑤ 緊急連絡先一覧表		
3 完成図・施工図 (電子データ)	JWJ又はDXF形式のCADデータ及び PDF形式	2枚 CD 2枚	7 工事等写真	A4版: チュープ式ファイル (着手前、施工状況、完成の各写真)	1部
			① 施工写真	A4版: ペーパーファイル 完成図に添付	1部
			② 完成写真		
4 機器完成図	A4版: 製本	1部	8 工事に關する書類	A4版: チュープ式ファイル	1部
① 機器別完成図			① 施工計画書		
② 機材貸出証明書			② 施工要領書		
③ 機材検査成績書			③ 承認書・確認書		
④ 工場試験成績書			④ 協議書		
⑤ 工場安全衛生成績書			⑤ 打合せ議事録		
⑥ 現場環境計読録成績書			⑥ 工事進捗又は日報		
⑦ 総合試運転成績書			⑦ 安全に関する書類		
			⑧ 廃棄物管理票の写し		
5 取扱説明書	A4版: 製本	1部	⑨ 官公庁への届出書		
① 保守に関する案内書			9 工事に關する承諾 確認書		
② 機器別取扱説明書					
③ 緊急連絡先一覧					
④ 各種保証書					

注記: 機器参考図について	
本図面中で、機器の品質、グレードを規定する目的で機器の寸法形状や諸元を 参考図として記載している。 これらのものについては、その品質、性能が図面と同等もしくはそれ以上の ものを使用するものとする。	
全 案	図面番号